

## 【許可・届出について】

- 規制区域指定日以降、新たに行う盛土等は、着手前に「許可」又は「着手30日前の届出」が必要です。  
(許可:法12条、30条、届出:27条) ※表2-②

## 許可・届出の対象行為と規模

(表1:許可又は届出が必要となる対象行為と規模)

		宅地造成等工事規制区域において許可対象		特定盛土等規制区域において許可対象	
許可	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの 高さ 盛土	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの 切土 高さ	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) 盛土 切土 高さ	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く) 高さ 盛土 (崖を生じないもの)
	一時的な土石の堆積	⑥最大時に推積する高さが かつ面積が 2m超 5m超 2m超 300㎡超 1500㎡超 300㎡超 となるもの 高さ 面積		⑦最大時に推積する面積が 500㎡超 3000㎡超 500㎡超 となるもの 面積	
		⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの(①~④を除く) 盛土 切土 面積 (盛土又は切土のみの場合も含む)			

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

## その他の届出、及びみなし許可

- 規制区域の指定日(令和7年5月23日)に、すでに工事着手している盛土等は、規制区域の指定日から**21日以内(令和7年6月13日まで)**に届出が必要です。(法21条、40条)※表2-③
- 規制区域指定日以降に、都市計画法29条に基づく**開発許可を受けた盛土等**は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。(法15条、34条「許可のみなし」)  
ただし、盛土規制法に規定の**中間検査、定期報告**等は、開発許可とは別に必要となります。

(表2:許可・届出の時系列表)

①	着手 → 完了	手続き不要	規制区域指定日までに工事完了する場合は、許可・届出は不要。
②	申請 → 許可 → 着手	許可 (法12条、30条)	規制区域指定日以降に許可対象の規模に該当する工事に着手するときは、事前に許可が必要。
	届出 → 着手	届出 (法27条)	運用開始後に届出対象の規模に該当する工事に着手するときは、着手の <b>30日前</b> に届出が必要。
③	着手 → 届出 → 完了	届出 (法21条第1項、40条第1項)	規制区域指定日以降も継続して許可・届出対象規模の工事等を行う場合、規制区域指定日から <b>21日以内</b> に届出が必要。

問い合わせ先

長崎県全域(長崎市、佐世保市除く):長崎県 土木部 盛土対策室  
TEL095-824-1111(内線3133)

※長崎市、佐世保市については、各市の盛土規制法担当課へ、お問い合わせください。

特集  
01

# 令和7年 5月23日から『盛土規制法』の運用(規制)を開始します

危険な盛土等に伴う災害から人命を守るため、宅地造成等規制法が改正され、**宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)**が新たに施行されました。

長崎県(長崎市及び佐世保市を除く)では、**令和7年5月23日**に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始します。規制区域指定後、一定規模以上の盛土等の工事を行う場合は、**許可**または**届出**が必要となります。

※長崎市及び佐世保市においても、市が規制区域を指定し、法に基づく事務を行います。

## 【規制区域の指定】

## スキマのない規制

長崎県内の全域が、右記のいずれかの規制区域に指定されます。

■規制区域のイメージ

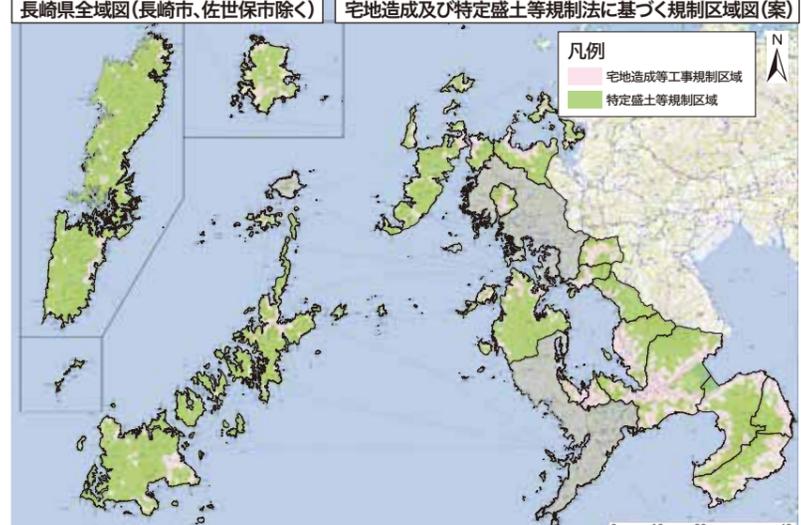


◆宅地造成等工事規制区域  
市街地や集落及びその周辺など、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定します。

◆特定盛土等規制区域  
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定します。

※国/パンフレットを一部加工

長崎県全域図(長崎市、佐世保市除く) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域図(案)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 121」本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」  
※詳細図は、県盛土対策室HPに公表しています。  
※長崎市及び佐世保市の規制区域は、各市のHPに公表されています。

## 【土地所有者等の責任】

## 責任の所在の明確化と実効性のある罰則

- 新たに行う盛土等や現在ある盛土等(既存の盛土)について、**土地所有者等が安全な状態に維持することが明確化されています。**
- 災害防止のため必要な時は、土地所有者等だけでなく、**盛土等の原因行為者**に対しても改善措置等を命じることがあります。
- 無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化されています。

※土地所有者等:土地の所有者、管理者、占有者等を指します。

## 【規制対象となる行為等】

## 盛土等の安全性の確保

- 土地の用途(宅地、農地、森林等)にかかわらず、宅地や農地造成、太陽光発電施設や残土処分等のために行う**盛土・切土**、及び**一時的な土石の堆積(仮置き等)**が規制対象となります。



※国/パンフレットを一部加工